

認定通知書（輸入者用）

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の12第6項の規定により通知します。

記

1. 認定結果

関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる物品に該当する・該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記1.において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④までの処理を行なうことができます。
- (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟を行わず、かつ、下記①から④までのいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- ① 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、原則として、税関職員の立会いの下に行なうことができます。ただし、運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行なう滅却も含まれます。
- ② 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸入することができます。
- ③ 貨物の侵害部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行なった場合に輸入することができます。
- ④ 貨物の任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせてください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)